

ひめぎん後見制度支援預金

(令和3年11月1日現在)

1. 商品名	ひめぎん後見制度支援預金（普通預金・決済用普通預金）
2. ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付された方（保佐人・補助人・任意後見人は対象外となります） ※新規の方は、当行に成年後見制度利用の届出が別途必要です。
3. 期間	定めはありません。
4. お預入れ方法	(1)お預入れ方法 ・当行の口座開設店窓口のみでお預入れできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 (2)お預入れ金額 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 ・預入金額に制限はございません。 (3)お預入れ単位 ・1円単位 (4)その他 ・給与、年金、配当金等の自動受取はご利用できません。 ・お振込の受取りには、事前に家庭裁判所の「指示書」が必要となります。 ・「指示書」に記載された金額に限りお受取できます。
5. 払戻方法	(1) 払戻方法 ・当行の口座開設店窓口でのみ払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 (2) 払戻金額 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 (3) その他 ・公共料金等自動支払等はご利用できません。
6. 利息	(1)適用金利 ・毎日の店頭表示の利率（普通預金）を適用します。 ※決済用普通預金をご利用の場合、お利息はつきません。 (2)支払頻度 ・毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。 (3)計算方法 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、1年365日とする日割計算とします。
7. 手数料 (税込)	口座開設時に、口座開設手数料11,000円が必要となります。 また、自動送金サービスをご利用いただく場合は、当行所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）が必要となります。
8. 付加できる 特約事項	—
9. 税区分	分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。 ※平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
10. 中途解約時 の取扱い	—

ひめぎん後見制度支援預金

<p>11. その他参考となる事項</p>	<p>・お一人様1口座のみとなります。 (ただし、決済用普通預金との併用を希望される場合は2口座となります。)</p> <p>【ご利用いただけないサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料、年金、配当金等の自動受取 ・公共料金、クレジット利用代金等の口座振替 ・キャッシュカードの発行 ・ATM（現金自動預払機）のご利用 ・総合口座のお取扱い ・現金でのお支払い（振込・振替対応のみとなります） ・インターネットバンキングのご利用 ・マル優のお取扱い
<p>12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明</p>	<p>本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。 ※決済用普通預金は除きます。</p>
<p>13. 苦情受付窓口</p>	<p>営業店：お取引店</p> <p>本 部：お客様相談所 089-933-1111</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ・受付時間：午前9時～午後5時
<p>14. イメージ図</p>	<p>【後見制度支援預金のイメージ図】</p> <p>※預金契約締結後は、一時金交付、定期交付金額の変更、追加入金、解約の際に、各々家庭裁判所の発行する「指示書」が必要となります。</p>

【全国銀行協会相談室】



イーネットク
0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- ・ 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- ・ 受付時間：午前9時～午後5時